

選定の流れ及び審査方法について

第1回 指定管理者選定委員会
【選定方法の決定】

↓
公 募
↓

第2回～第4回 指定管理者選定委員会
【プレゼンテーション及びヒアリングによる審査】

1. 応募団体からのプレゼンテーションを受け、ヒアリングを実施
 - ・プレゼンテーション 1団体 10～15分程度（申請数による）
 - ・パワーポイントによるプレゼンテーション可
 - ・当日資料配布は不可
 - ・ヒアリング 1団体 10～20分程度（申請数による）
 - ・応募団体の参加人数 1団体につき5名以内
2. 選定委員による意見交換
3. 委員全員の採点票、コメント票を回収 →事務局集計
4. 候補者の選定
 - ・候補者は各委員の合計点数により選定する。
 - ・最多得点を獲得した団体を候補者、2番目に多い得点を獲得した団体を次点候補者として選定し、選定理由（選定委員会での意見として公表）を協議・決定する。
 - ・獲得得点が同点となった場合は、審査項目「管理を安定して行う物的及び人的能力」の獲得得点が多い団体を候補者とする。その項目について同点となった場合は審査基準「設置目的の効果的達成」の獲得得点の多い団体を候補者とする。
 - ・最低基準点は、各審査項目については満点の5割、総合得点については満点の6割とする。